

これに關連したイギリス外務省領事報告 (FO228) である。この史料分析を通し、イギリスの擔保物件法、破産法が效力を發揮した上海租界が當時の中國社會全般に與えていた「衝擊」を明らかにし、從來辛亥革命前夜の「エピソード」としてしか扱われなかったこの恐慌の歴史的意義について考えたい。

一三世紀アンドンシアの「分配臺帳」

村 田 靖 子

一三世紀に入って、ムワッヒド朝が弱體化すると、カスティーリヤ、アラゴン兩國のレコンキスタは急速に進み、同世紀の終わりまでには後のグラナダ王國の領土がほぼ確定した。この世紀にキリスト教徒に占領された諸都市は、ムスリム住民の逃亡、追放のため、社會活動の擔い手が失われた。そのため、カスティーリヤ王は、速やかに臣民を入植させるべく、所有者のいなくなった土地などを「分配」した。このときの記録が「分配臺帳 *Libro de Repartimiento*」である。この史料に記された情報は基本的には、受益者名、譲渡財産（主に不動産）の内譯、財産の所在地、財産の數量などの一覽であり、西洋史においては、當時の軍隊組織や都市住民の社會構造などを研究するための重要な史料である。一方、これをイスラム側から見てみると、直前のムワッヒド朝期のイスラム都市及び近郊農業地帯の構造の再構成が可能となるのである。今回の發表では、「分配臺帳」の解説と研究状況を述べ、イスラム研究におけ

る利用法などを考える。

カーシユガル・ホージャ家アーファーク統の活動の一端

——ヤーリング・コレクシヨン Prov. 219

について——

新免 康・菅原 純

一七〜一九世紀の東トルキスタン史において、トゥルク系ムスリムが政治面で主體的な活動を展開する際に、いわゆるカーシユガル・ホージャ家はつねに重要な役割を擔ってきた。しかし、その具體的狀況を検討するための材料は、必ずしも豊富とは言い難い。そこで本報告では、從來注目されていない史料として、いわゆるヤーリング・コレクシヨン（ルンド大學圖書館所藏）の中にある巻物狀の一寫本（登録番號 Prov. 219）をとりあげたい。

本寫本は、構成を吟味すればわかるように、ムハンマドの子孫の尊重を要求するファトワー、カーシユガル・ホージャ家のホージャたちに關わる系譜、ハーン・ホージャのタズキラ（『傳説』）という三部分からなるという特有の體裁をとっている。とくにタズキラ部分は、一八世紀半ばの清朝による東トルキスタン征服に際して抵抗したブルハーン・アッディーン・ホージャの活動に關する敘述を主要な内容としており、當時の重大事件を扱ったトゥルク系ムスリム側の史料として獨自の價值を具えている。他方、三部分を結合する

形の寫本全體としては、寫本執筆時點（おそらく一九世紀）に現存したホージャを中心とするグループにより、特定の政治的活動に關連して作成された可能性が考えられる。

要するに、本寫本はそのタズキラ部分と全體という二側面から、一八〜一九世紀におけるカーシユガル・ホージャ家の活動の特徴的な斷面を直接的に反映するものであらう。

アブル・ファズルの皇帝觀について

近 藤 治

ムガル朝第三代皇帝アクバルの時代に、帝國の體制が整備される。皇帝權の確立を中心としたこの體制の最大のイデオログは、歴史家のアブル・ファズル（一五五一—一六〇二）であった。彼の描く皇帝觀はいかなるものであったのだろうか。主著の一つ『アクバル會典』に主として據りながら、見ていくことにしよう。

アブル・ファズルによれば、皇帝は何よりもまず「普遍的和解」(sulh-i kull)の推進者である。神の代理者であるべき皇帝によってのみ、さまざまな宗教信者の統一、協調を意味する「普遍的和解」は實現可能である。このような皇帝は、寛容さを具えた「完全人間」(insan-i kamil)でもある。

第二に、皇帝は最高度の宗教的權威を有する者とされる。一五七九年のマフザル（宣言）の發表以來、アクバルはイスラム界におい

てムジュタヒド（立法行爲者）を凌駕した存在と目されたが、さらに、多宗派が並存する現實を踏まえて、太陽崇拜と結合した一種の皇帝崇拜が發達した。第三に、皇帝は帝國の體現者とされた。皇帝の權威の強化はムガル帝國の強化を意味し、皇帝權への背任はムガル帝國への挑戦に他ならない。そのために、皇帝權の強化に資するさまざまな儀式や措置が考案される。

アクバルは、まさにアブル・ファズルが描く理想的な皇帝觀になった、近世的獨裁君主であった。

宋代政治史料解析法試論

——時政記、日記史料を手掛かりとして——

平 田 茂 樹

現在、宋代政治史研究は、李燾『續資治通鑑長編』、李心傳『建炎以來繫年要錄』等の史料を用いて研究が進められている。しかし、これらの史料を用いる際、その材料となった各種史料の特質、編纂過程は十分留意されていない。例えば、『續資治通鑑長編』は實錄・國史、『建炎以來繫年要錄』は日曆・會要といった敕撰史料を主に、私史・隨筆・行狀、墓誌等の私撰史料を副次的史料として編纂されているが、これら日曆・實錄・國史等の史料それ自體の性格を考慮した解析法の構築がなされてこなかった。

さて、宋代の政治史研究の主たる材料となる敕撰史料の編纂過程の概要を述べれば次の通りとなる。起居注、時政記をもとに日曆